

各 関 係 機 関 の 長 様
病 害 虫 防 除 推 進 員 様

滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所 長

病害虫発生予察注意報第 3 号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。

斑点米カメムシ類による被害多発のおそれ

令和 8 年度 病害虫発生予察注意報第 3 号

令和 8 年 (2026 年) 7 月 15 日
滋 賀 県

対象作物：水稻

病害虫名：斑点米カメムシ類

1. 発生地域：県内全域
2. 発生時期：7 月中旬以降（加害時期）
3. 発 生 量：多

4. 注意報発表の根拠

- (1) 7 月 8 日～9 日に県内 36 地点の畦畔雑草で実施したすくい取り調査において、斑点米カメムシ類のうち大型種※（写真 1）の平均生息数は 12.9 頭であり、平年（8.1 頭）の約 1.6 倍とやや多い（図 1 a）。さらに、ミナミアオカメムシの平均生息数は 3.1 頭、発生地点率 30.6%であり、畦畔での発生が確認された令和 6 年から急増している。
- (2) 同じく、小型種（写真 2）の平均生息数は 119.3 頭であり、平年（62.3 頭）の約 1.9 倍と多い（図 1 b）。今後、水稻が出穂すると畦畔や雑草地の斑点米カメムシ類が水田内に侵入し、加害することが懸念される。
- (3) 向こう 1 か月の気象予報（大阪管区气象台 7 月 9 日発表）では、気温は高いと予想されており、発生に好適な状況が続くおそれがあるため、被害の多発が懸念される。

※：大型種：ホソハリカメムシ、クモヘリカメムシ、トゲシラホシカメムシ、ミナミアオカメムシ、イネカメムシ
小型種：アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ

5. 防除対策

- (1) 出穂した畦畔のイネ科雑草は、斑点米カメムシ類がほ場周辺に誘引される要因となる。草刈りによるイネ科雑草の出穂抑制は、概ね 3 週間程度であるため、イネ出穂期の 2～3 週間前と出穂期頃に除草する。
- (2) 雑草管理が不十分で畦畔や雑草地にイネ科雑草の出穂が多く認められる場合、本田の出穂後に除草すると斑点米カメムシ類を水田内に追い込むこととなり、被害が拡大する恐れがある。やむなく除草する場合は、本田での薬剤防除前日に実施する。
- (3) 水田内にヒエなどのイネ科雑草が繁茂していると、斑点米カメムシ類が集まるので、早急に抜き取る。

- (4) イネカメムシ成虫が多いほ場では、出穂期～乳熟期に防除する（図2）。
- (5) ほ場周辺の畦畔や雑草地にアカスジカスミカメなどの小型種が多い場合は、乳熟期頃（出穂7～10日後）に防除する。穂揃期にホソハリカメムシなどの大型種が確認できるほ場では、糊熟期頃（出穂16日後を中心に）出穂10～20日後）に防除する（図2）。
- (6) 粒剤を施用する場合、田面を露出させない程度に湛水状態とする。
- (7) 農薬散布後も水田内に斑点米カメムシ類が多く生息している場合は、追加防除を行う。
- (8) 薬剤は県農作物病虫害雑草防除基準を参照のこと。薬剤の散布にあたっては、ラベルを確認し、農薬使用基準（使用時期・使用回数等）を遵守する。

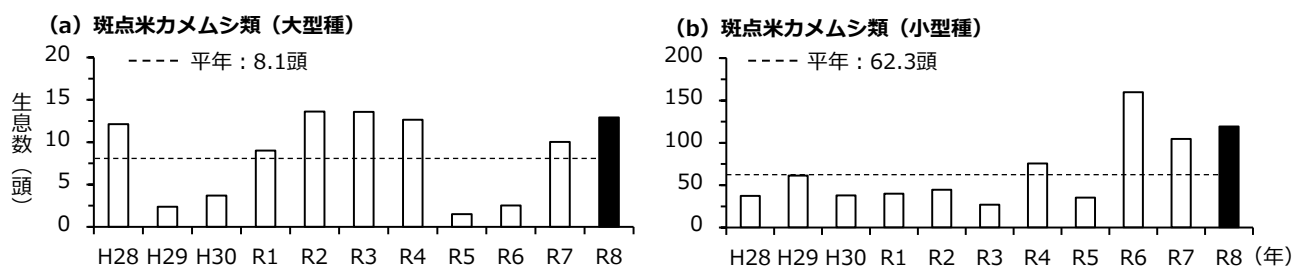


図1 畦畔雑草における斑点米カメムシ類（大型種および小型種）の生息数

注）平年の値はいずれも H28～R7 の平均値

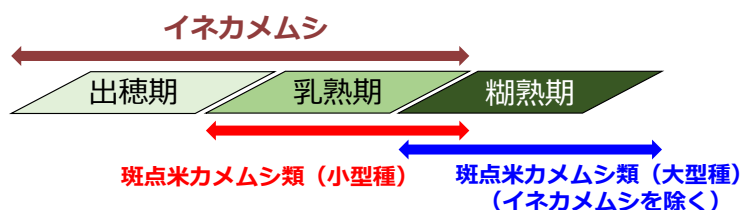
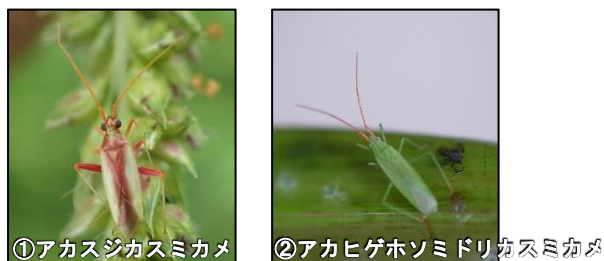


図2 斑点米カメムシ類の薬剤防除時期

写真1 斑点米カメムシ類：大型種



写真2 斑点米カメムシ類：小型種



お問い合わせ先：滋賀県病虫害防除所
 TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559
 Email:gc70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。
また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。
（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。
農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかる場所で、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。